

公的資金からの 借り入れを 繰上償還

繰上償還の 補償金を免除

これまで国などの公的資金から借り入れた市債を繰り上げて償還するには、元金のほかに、償還期限までの利息相当額を「補償金」として支払う必要があり、繰上償還の効果を十分に得られませんでした。

しかし、全国的な地方財政の危機的状況を踏まえ、過去に5割以上の高金利で借り入れた公的資金については、財政健全化に向けた計画を策定し、行財政改革を行う地方公共団体に限り、平成19年度から21年度まで特例的に、補償金を支払うことなく繰上償還することが認められました。



繰上償還予定額と利息軽減効果

| 会計区分 | 繰上償還予定額 (平成19~21年度) | 利息軽減効果 |
|----------|------------------------|---------|
| 普通会計 | 36億6千万円 | 3億9千万円 |
| 農業集落排水会計 | 1億7千万円 | 4千万円 |
| 病院事業会計 | 26億5千万円 | 4億8千万円 |
| 水道事業会計 | 66億4千万円 | 11億3千万円 |
| 下水道事業会計 | 104億3千万円 | 24億5千万円 |

利息軽減効果は、利率2.05%で借り換えるものと見込み算定しています

国は、地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、借金である地方債の返済経費（公債費）の負担軽減対策として、平成19年度から、「公的資金からの借り入れを繰上償還する際に補償金を免除する」という制度をつくりました。秋田市では将来の負担を早期に軽減するため、国の制度に基づき、高金利で借り入れた市債を繰上償還します。

問い合わせ

財政課 (866)2052

繰上償還の効果

秋田市も、昨年10月に、平成19年度を計画期間とする「秋田市財政改善計画(普通会計)」と、農業集落排水、病院事業、水道事業、下水道事業の4会計で、「公営企業経営健全化計画」を策定しました。これらの計画は昨年12月に財務大臣および総務大臣から承認を受けました。

各会計では、高金利の市債を低金利の市債に借り換えることなどによって、上の表のように、それぞれ利息軽減効果を見込んでいます。

秋田市財政改善計画では、下段のとおり「財政改善に向けた5つのポイント」を設定し、堅実な財政基盤の確立をめざします。

計画の詳細は、市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.akta.akita.jp/>

財政改善に向けた 5つのポイント



**1 歳入に見合う
歳出構造への転換**

「第4次秋田市行政改革大綱」に基づく徹底した行財政改革に取り組みとともに、毎年度の予算編成では、各施策の効果を厳しく検証しながら財源の適正配分につとめる



2 自主財源の確保

市税などの収納率向上につとめるとともに、広告収入や市有財産の有効活用、受益と負担の適正化など、自主財源の確保に一層つとめる



3 人員・給与の適正な管理

「定員適正化計画」に基づく人員管理に取り組みとともに、国家公務員給与の制度改正などを勘案しながら給与水準の適正化につとめる



4 市債の適正な管理

建設事業の精査や事業の年度間調整を行いながら市債の発行を抑制し、市債残高の縮減をはかるとともに、実質公債費比率（）の適正な水準の確保につとめる



**5 企業・特別会計のあり方
と繰上償還の見直し**

一般会計から企業会計、特別会計へ負担するルールを見直し、基準外の繰上償還の縮小をはかる

住民のみなさんが主役です！

都市計画を提案し、 住みよいまちづくり

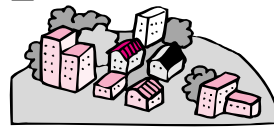
地域の特色を活かした住みよいまちづくりを進めるため、土地所有者のかたや地区の団体など、市民のみなさんが都市計画の決定や変更を行政に提案できる制度があります。

都市計画にはどんなものがあるの？

都市計画には、その土地の使い方、建物の建て方などの基本的なルールや、道路・公園・下水道の配置、区画整理・再開発計画などの種類があります。

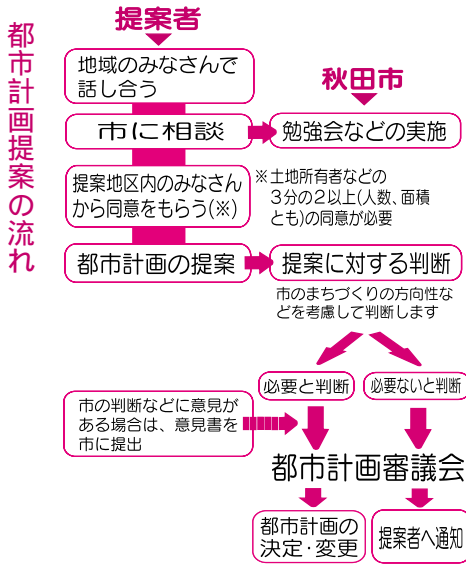
提案できるのはどんなこと？

提案できるのは、5千平方メートル以上のまとまった区域となります。例えばこんなことが提案できます。



緑豊かで整然とした住環境を保つために、宅地における緑地率を定めたい

歴史観のある地区の街並みを将来にわたって維持するため、建築物の高さ制限や用途制限を加えたい



都市計画提案の流れ

都市計画課 (866)2152
 道路の整備...道路建設課 (866)2133
 公園の整備...公園課 (866)2154
 下水道の整備...下水道建設課 (864)1455

問い合わせ

住民提案の 都市計画決定第1号！ 〜御所野地区

きれいに整った街並みの御所野地区。



きれいなまちを維持したい

平成元年の街開き以来、建築物の規制や植栽のルールなどを定めた建築協定や緑地協定に基づき、まちづくりが行われてきました。しかし、協定に強制力がないなどの理由から、地域振興整備公団(現在の都市再生機構)と住民のみなさんは、下堤・元町地区、元町地区、地藏田地区の3区域を対象に、平成14年7月から、地区計画の提案に向けて話し合いを重ねました。そして約3年後の平成17年11月、住民提案第1号の地区計画が決定。住民の協力で作られた地区計画のおかげで、現在も住みよい環境が保たれています。



自分の家もまちの一部
 御所野地藏田二丁目町内会長
 児玉金悦さん

御所野地区では、家の壁から隣の家の境界まで1メートルほどの距離をおき、堆雪スペースを設けています。これによって屋根の雪が落ちたとき、隣の家とのトラブルを防ぐことができます。また、土地と土地との境界には生け垣を植えることになっており、美しい景観を保っています。

当時、地区計画の提案に対して、住民のみなさんの反対はほとんどありませんでした。「きれいな町を維持していきたい」というみなさんの思いが、自然な流れで地区計画の提案につながったと思います。

園芸には無関心だった人が、近所の影響で自宅の庭にせつと花を植えるようになったという話も聞きます。自分の家だから勝手にしてもいいではなく、自分の家もまちの一部なんだと考えることがまちづくりには大切なですね。



出会い、交流 あふれる街に



中心市街地活性化基本計画をテーマに座談会

2月13日、大町のギャラリィ・ココラボラトリーで、市が策定中の「秋田市中心市街地活性化基本計画」の原案をテーマにした座談会が開催されました。約40人が参加し、中心市街地について意見交換。街の中での出会いや交流、くつろぎを求める意見が出されました。主催のココラボラトリーでは、話し合った内容を計画に反映してもらったため、意見書を市に提出。魅力ある街づくりへのステップとなりそうです！